



熊本県公報

第12400号

平成27年3月13日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則	（市町村行政課）	1
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援課）	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
○家畜伝染病対策法に基づく家畜伝染病検査の実施	（畜産課）	2
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定	（障がい者支援課）	4
○熊本都市計画下水道事業嘉島公共下水道の事業計画変更認可	（下水環境課）	5
○道路の区域変更	（道路保全課）	5
○道路の供用開始	（ 〃 ）	5
○道路の供用開始	（ 〃 ）	6
○道路の供用開始	（ 〃 ）	6
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定	（社会福祉課）	7
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定	（ 〃 ）	7
○保安林の指定の解除の予定	（森林保全課）	7
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	8
○特定計量器定期検査の実施	（産業支援課）	8
○道路の区域変更	（道路保全課）	8
○道路の供用開始	（ 〃 ）	9
○道路の供用開始	（ 〃 ）	9
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定	（ 〃 ）	9
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定	（ 〃 ）	10
○定数漁業の許可申請期間	（水産振興課）	10
公 告		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（建築課）	10
○平成27年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の落札者等の公告	（情報企画課）	11
○換地計画書の従覧	（農地設備課）	11
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	（商工振興金融課）	11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（建築課）	12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ）	12
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見	（商工振興金融課）	12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（建築課）	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ）	13
登 載 依 頼		
○くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会の開催	（くまもと21ヘルスプラン推進委員会）	13
○平成26年度熊本県歯科保健推進会議の開催	（歯科保健推進会議）	13
○熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部警務課）	14
○第4回第2期熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会の開催	（第2期熊本県高齢者居宅安定確保計画策定検討委員会）	15
○第53回熊本県環境審議会の開催	（環境審議会）	15
○熊本県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部総務課）	16

規 則

熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第1号

熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

熊本県行政書士法施行細則（昭和47年熊本県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第17条の2第1項第5号」を「第17条の2第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ビハラ	デイサービス ふじの香	玉名市岩崎59 2番地	平成27年 3月10日	通所介護

熊本県告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ビハラ	デイサービス ふじの香	玉名市岩崎59 2番地	平成27年 3月10日	介護予防通所 介護

熊本県告示第224号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおりブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、腐蛆病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症に関する検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、腐蛆病及びひな白痢の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握することにより、畜産の振興を図る。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施する区域	実 施 の 期 日
ブルセラ病、 結核病及びヨ ーネ病検査	熊本市	平成27年5月11日から平成27年12月18日 日まで
	菊池市泗水町	平成27年4月13日から平成28年1月29日 日まで
	天草市	平成27年6月1日から平成27年6月19日 まで
	阿蘇郡西原村	平成27年4月13日から平成28年2月18日 日まで
	球磨郡あさぎり 町	平成27年5月1日から平成27年11月30日 日まで
	球磨郡山江村	平成27年5月1日から平成27年11月30日 日まで
馬伝染性貧血 検査	合志市	平成27年7月1日から平成27年12月18日 日まで

腐蛆病検査	熊本市	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	八代市	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	人吉市	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	山鹿市	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	水俣市	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	宇土市	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	宇城市	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	阿蘇市	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	上益城郡全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	下益城郡全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	八代郡全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	阿蘇郡全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	葦北郡全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
	球磨郡全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
ひな白痢検査	人吉市	平成27年6月1日から平成27年11月30日まで
	山鹿市	平成27年10月1日から平成27年12月18日まで
	玉名郡南関町	平成27年10月1日から平成27年12月18日まで
	球磨郡錦町	平成27年6月1日から平成27年11月30日まで
	球磨郡相良村	平成27年6月1日から平成27年11月30日まで
	球磨郡山江村	平成27年6月1日から平成27年11月30日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

検査の種類	家畜の種類及び範囲	摘 要
ブルセラ病、結核病及びブーネ病検査	実施する区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施する区域内で飼養されている馬のうち家畜伝染病予防法施行規則（平成26年農林省令第35号）第9条第2項第5号から第9号までに該	

	当する馬
腐蛆病検査	実施する区域内で飼養され、又は転飼される蜜蜂
ひな白痢検査	実施する区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏
伝達性海綿状脳症検査	(1) 生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第 2 項ただし書に規定する場合に該当する牛を除く。 (2) 月齢又は推定月齢が満 12 月以上で死亡しためん羊又は山羊

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、血清による急速凝集反応法等により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。
- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法等により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、血清による寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) 腐蛆病検査は、蜂群の臨床検査及び細菌検査等により総合的に判定する。
- (6) ひな白痢検査は、血液による急速凝集反応法により判定する。
- (7) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては延髄を材料とした酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては独立行政法人動物衛生研究所においてウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施する区域及び実施の期日を変更することがある。

熊本県告示第 225 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 27 年 3 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 天草市河浦町宮野河内字山田 1112 番 2、字樋河内 1114 番 1、1115 番、1118 番 1、1130 番 1、1131 番

- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 226 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 27 年 3 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
医療法人童心会まつもとこどもクリニック 合志市須屋 264 番地 4	平成 27 年 3 月 1 日

あおぞら薬局 天草市栄町11番10号	平成27年3月1日
熊本南前薬局道の駅 宇城市松橋町久具758番4	平成27年3月1日
あおい調剤薬局 人吉市上青井町180番地23	平成27年3月1日
きらきら薬局 山鹿市中974番地	平成27年3月1日
熊本調剤薬局光の森店 菊池郡菊陽町光の森七丁目25番地1	平成27年3月1日
ひなぐ薬局 八代市日奈久中西町字西町新12番地1	平成27年3月1日

熊本県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 嘉島町
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業嘉島公共下水道
- 3 事業施行期間 平成14年7月1日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成23年3月11日熊本県告示第252号の事業地に、嘉島町大字井寺字小迫原並びに大字北甘木、字松木迫、字和泉前、字古河、字楡本、字平ノ上、字芝原、字塔ノ木、字飯田溝、字亀ノ甲、字尻窪、字石塚、字剣原、字笈瀬及び字八反畑並びに大字上仲間字居屋敷、字皆本、字中手町、字塘添、字宮園、字上屋敷、字迎古川、字敷ノ内、字前田及び字八津を加え、嘉島町大字上仲間字中島地内において事業地を変更する。

熊本県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字木倉字平2887番地先から同所2887番地先まで	前	8.3 ～ 10.4	29.0	単道改
			後	10.1 ～ 11.3		

- 2 区域を変更する期日 平成27年3月13日

熊本県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	八代市坂本町西部ろ字鉄山 1063番3地先から 同所 1063番3地先まで	20.7	広域連携 交付金 (災害防 除)
		八代市坂本町荒瀬字澁利山 2614番地先から 同所 2608番1地先まで	58.5	
		八代市坂本町川嶽字網打平 1373番1地先から 同所 1384番1地先まで	93.5	
		八代市豊原上町字河平 3009番1地先から 同所 3009番2地先まで	56.1	防安交 (災害防 除)
一般県道	中津道八代 線	八代市坂本町葉木字大門山 3694番6地先から 同所 3694番6地先まで	50.0	
	縦木河合場 線	八代市泉町縦木字縦木 85番1地先から 同所 85番1地先まで	19.5	

2 供用を開始する期日 平成27年3月20日

熊本県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地乙字線 香山 1720番59地先から 同所 1720番36地先まで	232.6	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年3月13日

熊本県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市五和町御領字貝洲 1125番3地先から 同所 1125番3地先まで	37.9	防交 (歩道新 設)
		天草市有明町小島子字福井田 639番1地先から 同所 639番1地先まで	3.0	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 平成27年3月17日

熊本県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
濱屋 武志	H・B・C整骨院光の森	菊池郡菊陽町光の森7-33-1 ゆめタウン光の森店内	平成26年10月29日

熊本県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
前田 将造	ひとよし整骨院	人吉市瓦屋町1151	平成26年10月20日
宮本 智和	ひかわ整骨院	八代郡氷川町野津858	平成26年12月10日

熊本県告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 熊本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 熊本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 (3) 解除の理由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県央広域本部上益城地域振興局並びに熊本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第235号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 天草市有明町楠甫字蛤り小浦5391番、5393番、5394番、5397番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字蛤り小浦5394番・5397番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第236号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
山鹿市
- 3 検査日等
 - (1) 集合検査

検査日	検査受付時間	検査場所
平成27年4月13日	午前10時から午後3時まで	鹿北市民センター
平成27年4月14日	午前10時から午後3時まで	山鹿市山鹿健康福祉センター
平成27年4月15日	午前10時から午後3時まで	菊鹿市民センター
平成27年4月16日	午前10時から午後3時まで	鹿本市民センター
平成27年4月17日	午前10時から午後3時まで	鹿央市民センター

- (2) 所在場所検査
 - ア 検査日 平成27年4月14日から平成27年4月23日までのいずれかの日
 - イ 検査場所
特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項1号から第5号までのいずれかに該当する特定計量器の所在の場所
- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成27年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	菊池郡大津町大字室 116番3地先から 同所	前	7.3 ～ 16.3	102.0	24条 工事

		100番3地先まで	後	7.3 ～ 23.3	102.0	
--	--	-----------	---	------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成27年3月13日

熊本県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本大津線	合志市幾久富字山下 1590番1地先から 合志市幾久富字桜山 1568番3地先まで	113.1	活力基盤 改築
一般県道	住吉熊本線	合志市幾久富字山下 1600番7地先から 同所 1597番2地先まで	54.8	

2 供用を開始する期日 平成27年3月17日

熊本県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網津町字堀迫 6061番2地先から 同所 6066番1地先まで	60.7	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成27年3月13日

熊本県告示第240号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	445号	上益城郡御船町大字小坂字上船橋26番1地先から 上益城郡御船町大字辺田見字中道156番1地先まで
主要地方道	八代鏡宇土線	八代市旭中央通15番1地先から 八代市大村町字羽須和846番1地先まで
一般県道	西片新八代 停車場線	八代市西片町1660番地先から 八代市上日置町字八坪4475番地先まで

2 指定する期日 平成27年4月1日

熊本県告示第241号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	445号	上益城郡御船町大字小坂字上船橋26番1地先から 上益城郡御船町大字辺田見字中道156番1地先まで
主要地方道	八代鏡宇土線	八代市旭中央通15番1地先から 八代市大村町字羽須和846番1地先まで
一般県道	西片新八代停車場線	八代市西片町1660番地先から 八代市上日置町字八坪4475番地先まで

2 指定する期日 平成27年4月1日

3 通行方法 次の通行方法によらなければならない。

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあることを踏まえ、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は工事の実施等により変化することがあることを踏まえ、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

熊本県告示第242号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海

2 申請期間

平成27年3月13日から平成27年3月19日まで

公 告

熊本県公告第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市原万田字志賀良町848番1、同852番1、同863番2、同868番、同868番2、同字野間田872番4及び同877番1
10,209.44平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市岱明町野口字塚原666番地
社会福祉法人きらきら

熊本県公告第155号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成27年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市中央区桜町3番1号
- 5 落札金額
116,208,000円（うち消費税及び地方消費税の額8,608,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成27年1月16日

熊本県公告第156号

県営矢部南部地区（名ヶ換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年3月16日から
平成27年4月10日まで
- 2 縦覧の場所 山都町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第157号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス大矢野店
上天草市大矢野町上字松原向1498番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年10月28日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,703平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 76台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 21台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 65平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 13立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地東側及び南西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成27年2月27日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局総務振興課
平成27年3月13日から平成27年7月13日まで

熊本県公告第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字前田1818番6、同1818番10及び同1818番11
321.44平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水1402-1 グランドコープ松村301号
土野 和宏

熊本県公告第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字松ノ本1665番80及び同1665番300
411.49平方メートル（うち道路後退部4.08平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岐阜県瑞穂市只越1211番地2 テラスノバ穂積只越1203号
長江 英俊

熊本県公告第160号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス田中町店
八代市古閑中町字舟免940番1ほか
- 2 八代市から聴取した意見の概要
 - (1) 交通に関する事項
立地店舗が接する道路は、交通量が多い道路であることから、交通渋滞の悪化及び接触事故の増加が懸念されるため、車両誘導看板を設置し、繁忙期や夕方の買い物客が増加する時間帯等には常時交通整理員を配置し、歩行者及び自転車の通行の安全性を確保する必要がある。
 - (2) 街並みづくり等への配慮
出店予定地の周辺は新興住宅地であり、出店に伴う夜間までの営業は、光害による安眠妨害が懸念されるため、必要のない照明は消灯する等の対策が必要である。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
平成27年3月13日から平成27年4月13日まで

熊本県公告第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下仲間字下居屋敷1321番3及び同1322番2
202.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区野田三丁目11番3-402号 野田団地2C-1-402
山田 浩子

熊本県公告第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市古城町字塩田189番1、同189番2、同189番3、同190番1、同190番2、同190番3、同191番1、同191番2、同191番3及び同221番の一部
3,821.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市三拾町201番地2
株式会社中村不動産開発

登載依頼

くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会公告第42号
平成26年度くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。

平成27年3月13日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時
平成27年3月17日（火曜日）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議題
(1) 第3次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）進捗状況について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)

熊本県歯科保健推進会議公告第43号

平成26年度熊本県歯科保健推進会議を次のとおり開催する。

平成27年3月13日

熊本県歯科保健推進会議

- 1 開催日時
平成27年3月26日（木曜日）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ2階研修室A
- 3 議題
(1) 第3次熊本県歯科保健医療計画の進捗状況について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)

熊本県公安委員会規則第4号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成27年3月13日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
熊本県警察の組織に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

- 第11条中第6号から第13号までを削り、第14号を第6号とし、第15号から第17号までを8号ずつ繰り上げる。
- 第13条中第7号を第15号とし、第6号の次に次の8号を加える。
 - (7) 警備業の認定その他の行政処分及び取締りに関すること。
 - (8) 探偵業に係る届出の受理、行政処分及び取締りに関すること。
 - (9) 銃砲及び刀剣類の許可その他の行政処分及び取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
 - (10) 火薬類の許可その他の行政処分及び取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
 - (11) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。
 - (12) 放射性物質等に係る運搬届出の受理及び取締りに関すること（核燃料物質の防護に関するものを除く。）。
 - (13) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）に定める特定物質に係る運搬届出の受理、行政処分及び取締りに関すること。
 - (14) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める特定病原体等に係る運搬届出の受理、行政処分及び取締りに関すること。

第15条の2中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 犯罪手口に関すること。

第16条第8号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年3月24日から施行する。
（警備業法令事務取扱規則の一部改正）
- 2 警備業法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「熊本県警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）」を「熊本県警察本部生活環境課長（以下「生活環境課長」という。）」に改める。
第6条第1項中「生活安全企画課長」を「生活環境課長」に改める。
別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第7号、別記様式第13号及び別記様式第16号中「熊本県警察本部生活安全企画課」を「熊本県警察本部生活環境課」に改める。
- 3 探偵業法令事務取扱規則の一部改正
探偵業法令事務取扱規則（平成19年熊本県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「熊本県警察本部生活安全企画課長」を「熊本県警察本部生活環境課長」に改める。
別記様式第1号及び別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「熊本県警察本

- 部生活安全企画課」を「熊本県警察本部生活環境課」に改める。
 (銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部改正)
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則(平成21年熊本県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
 第9条第2項中「熊本県警察本部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)」を「熊本県警察本部生活環境課(以下「生活環境課」という。)」に改める。
 第14条第1項中「熊本県警察本部生活安全企画課長」を「熊本県警察本部生活環境課長」に改める。
 第16条第1項中「生活安全企画課」を「生活環境課」に改める。
 別記様式第7号、別記様式第9号及び別記様式第17号中「熊本県警察本部生活安全企画課」を「熊本県警察本部生活環境課」に改める。
 (火薬類取締法令施行規程の一部改正)
- 5 火薬類取締法令施行規程(昭和41年熊本県公安委員会規程第6号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第1号及び別記様式第2号中「熊本県警察本部生活安全企画課」を「熊本県警察本部生活環境課」に改める。

熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会公告第3号

第2期熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会の第4回会議を次のとおり開催する。

平成27年3月13日

熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会
会長 内山 督

- 1 開催日時
平成27年3月20日(金)
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目32番1号
一般財団法人熊本県建築住宅センター 2階 会議室
- 3 議題(予定)
(1)次期計画(案)について
(2)その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2)傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会事務局(熊本県土木部建築住宅局住宅課計画班 電話096-333-2547(ダイヤルイン)及び健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班 電話096-333-2215(ダイヤルイン))

熊本県環境審議会公告第1号

第53回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年3月13日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開催日時
平成27年3月23日(月) 10時から12時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館1002会議室
- 3 会議内容
(1)会長選出、部会員の指名等
(2)審議事項
ア 第五次熊本県環境基本計画の策定について
イ 第4期熊本県廃棄物処理計画の策定について
(3)報告事項
ア 平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
イ 平岳鳥獣保護区の指定の変更について
ウ 平成26年度第1回、第2回及び第3回温泉部会における決議事項について
- 4 傍聴者の定員
5人

- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
（電話096-383-1111 内線7321）

熊本県公安委員会規則第5号

熊本県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成27年3月13日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

熊本県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則
熊本県警察署協議会に関する規則（平成13年熊本県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
第4条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。
（委員の委嘱）

第3条 熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、警察署協議会が置かれた警察署の管轄区域内に住所、勤務地又は事業所その他の活動の拠点となる場所を有する者で、委員の職務を遂行するに足りる人格、識見等を有し、当該警察署の管轄区域の治安について関心を有するもののうちから委員を委嘱するものとする。

2 委員の委嘱は、別記様式第1号の委嘱状を交付して行うものとする。
（委員の解嘱）

第4条 公安委員会は、熊本県警察署協議会条例第3条第4項の規定により委員を解嘱しようとするときは、当該委員に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えなければならない。

2 委員の解嘱は、別記様式第2号の解嘱通知書を交付して行うものとする。
（委員の辞職）

第5条 公安委員会は、委員が辞職を申し出たときは、当該委員に別記様式第3号の辞職願の提出を求めるものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により辞職願の提出を受けたときは、これを承認し、別記様式第4号の辞職承認書を交付するものとする。
附則の次に様式として次の4様式を加える。

別記様式第1号（第3条関係）

委嘱状

様

あなたを 警察署協議会
委員として委嘱します

委嘱期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

熊本県公安委員会 印

別記様式第2号（第4条関係）

解 嘱 通 知 書

様

熊本県警察署協議会条例第3条第4項の規定に基づき、次の理由により 警察署
協議会委員を解嘱したので通知します。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会(熊本県警察本部総務課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

辞 職 願

熊本県公安委員会 殿

この度、により

警察署協議会委員を辞職したいので承認願います。

年 月 日

住所

氏名



別記様式第 4 号 (第 5 条関係)

辞 職 承 認 書

様

警察署協議会委員の辞職を承認します。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

附 則
この規則は、平成27年3月13日から施行する。